

## 「みんなのため」とはどういうことか

- ・ 今般の著作権法改正は「表現の自由」の立場から看過できない疑念がある
- ・ 著作権法は、表現者の人格権を保護する一方、文化の継承を図るための知恵であり市民の知る権利や表現活動を守るという意味で、表現の自由のための法制度である
- ・ 表現の自由はガラスの城であり、一度壊れたら復元不可能である
- ・ 日本型表現の自由モデル\*は大切にしたい方がよい
- ・ 米国型の著作権制度が唯一の選択肢ではない
- ・ 文化政策としての著作権法制度を貫徹させる必要がある

### \* 日本型表現の自由モデル

但し書きがない絶対的自由の保障

蟻の一穴を認めない（戦争の教訓から包括的例外を設けない）

内在的制約を業界自主規制によるバランスで実現

公権力の謙抑性が良き伝統

### ■ ゲーブルック検索訴訟の教訓

日本「だけ」ではない

無理よりも「道理」が大切

諦めず「一旦」立ち止まって考える

文化にとって「利便性・効率性」がすべてではない

↓

オプトイン原則徹底の再確認

どう使うかではなく、そもそもスキニング自体が問題

複製を極めて限定的に許諾（前回の改正）

### ■ 今般改正法案の疑問点

著作権の保護と文化の継承のバランスの取り方として

いわゆる「フェアユース」が本当にベストなのか

議論が前のめりで経済政策観点に偏ってはいないか

□全体共通の課題

日本版フェアユース

柔軟な権利制限規定の整備

多層的な対応＝権利の階層化

自由利用のための「工夫」

↓

結果として「こっそり」はいいけど「堂々」はダメ

経済原理（イノベーションの促進）優先のため

文化は一度壊れると元に戻せない

オプトイン原則の空洞化

- ・ 現行の極めて限定的に複製を認めている意味を喪失

業界ルールの置き去り

政令委任による包括的除外と謙抑性の放棄

原則と例外の逆転

- ・ 全データの集積・集中化

自己情報コントロール権（誰がどんな自己情報を持っているかを知る権利）の喪失

誰がどのような形で、著作物データを保持し、利用しているかわからない不安の拡大

著作権者の人格権を毀損する可能性も

□「第1層」の課題

現行は情報解析を「統計的」な解析に限定

↓

「思想又は感情」の享受を目的としない利用

- ・ 必要と認められる限度

- ・ 著作権者の利益を不当に害する場合を除く

↓

- ・ 包括規定の問題性

- ・ 利用方法無限定の問題性

著作権法体系そのものの変質

原則と例外の逆転

□「第2層」の課題

現行認められていないサービス

- ・ 所在検索サービス：書籍検索

- ・ 情報解析サービス：論文剽窃検証

↓

米国型のフェアユースは導入しないと言いながら事実上の「フェアユース」規定

- ・著作物の全文スキャンニングの問題性
- ・スナペット表示の問題性
- ・内容チェックの問題性

#### ■文化政策を基本に据えた調整

原則と例外の関係

「著作権の保護と著作物の公正な利用のバランスで、文化の発展を図る」と

「著作権の保護と文化の継承のバランスにおいて、著作物の公正利用を図る」の違い

文化政策が経済振興優先議論の中で軽んじられてはいないか

- ・放送制度改革の民放不要論
- ・再販や軽減税率でのメディア特惠不要論

公共とは何か

- ・公正な利用

著作者の正当な利用を害さない＝財産権を不当に侵害しない

「みんなのため」という名の経済的利益のために表現の自由が制限されてはならない

国家的な利益の拡大のために小さな声がかき消されることとは逆

「公正さ」とは社会的少数者の声をきちんと反映すること

- ・公共概念（公共性）の捉え直し

フェアユース≠パブリックユース（みんなのため利用）

公共性＝公的なもの＝国の利益??

例えば「多様性」を確保すること

- ・豊かなコンテンツの実現

自由な表現活動の基盤

多様な情報流通の維持

数字であらわれないものが大切

#### ※参考資料

- 1) 「作家の『書く自由』と読者の『読む自由』」『放送法と権力』田畑書店・2016年所収
- 2) 「グーグル・ブック検索訴訟と表現の自由」『出版研究』40号（日本出版学会紀要）・2009年所収
- 3) 『法とジャーナリズム』学陽書房・2014年

以上